資料9

■河川整備計画策定の流れ

調　　査

↓

河川整備計画（素案）作成

↓

調　整 ↔ 国土交通省（関東地方整備局　）

↓

河川整備計画（原案）作成

↓

意　見 ← 関係住民（河川法第１６条の２　４）

令和8年5月15日 ～ 6月15日

意　見 ← 学識経験者（河川法第１６条の２　３）

令和8年7月14日

↓

河川整備計画（案）作成

↓

協議・回答 ↔ ○環境担当部局（環境局　自然環境部）
○水道担当部局（水道局　総務部）
○農林水産担当局
（産業労働局　農林水産部 関係各課）

↓

協議・回答 ↔ ○関東経済産業局（地域経済部）

↓

意見照会 ← 関係区市町村長（河川法第16条の２　６）

↓

河川整備計画の認可／同意申請 ※

↓

関係省庁　協議
○農林水産省
○環境省　ほか

↓

河川整備計画の認可／同意 ※

※一級河川　認可、二級河川　同意
（河川法第79条）

↓

河川整備計画の決定 → 公表（河川法第１６条の２　７）